

2019年6月20日
日本銀行

「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定等について

日本銀行は、令和元年6月19・20日の政策委員会・金融政策決定会合において、強力な金融緩和の継続に資する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件は、平成31年4月24・25日の政策委員会・金融政策決定会合で決定した強力な金融緩和の継続に資する諸措置のうち、①日本銀行適格担保の拡充および②成長基盤強化支援資金供給の利便性向上・利用促進に関するものです。

記

1. 「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」を別紙1のとおり制定すること。
2. 次の政策委員会決定をそれぞれ別紙2から別紙7までのとおり一部改正すること。
 - (1) 「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」
(平成28年1月29日決定) …別紙2
 - (2) 「貸出支援基金運営基本要領」
(平成24年12月20日決定) …別紙3
 - (3) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」
(平成22年6月15日決定) …別紙4
 - (4) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」
(平成24年4月10日決定) …別紙5

(5) 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」

(平成24年12月20日決定)

…別紙6

(6) 「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」

(平成27年3月17日決定)

…別紙7

3. 次の政策委員会決定を1. に掲げる特則の実施日をもって、廃止すること。ただし、同日前の日に適格とされた担保の取扱いについては、1. に掲げる特則の規定に基づき適格とされたものとみなすこと。

(1) 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」

(平成23年4月28日決定)

(2) 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」

(平成28年4月28日決定)

4. 次の政策委員会決定を2. (3) に掲げる基本要領の一部改正の実施日をもって、廃止すること。ただし、同日前の日を貸付実行日とする貸付けの取扱いについては、期日前返済に関する事項を除き、なお従前の例によることとし、期日前返済については、2. (3) に掲げる基本要領の改正後の規定を準用すること。

(1) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」

(平成23年6月14日決定)

(2) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」

(平成24年3月13日決定)

以 上

<本件照会先>

企 画 局 矢野・土川 (03-3277-2877)

「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」

1. 趣旨

企業および地方公共団体等の債務にかかる担保の適格性判定等については、金融調節を円滑に遂行する観点から、当分の間、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「企業の信用判定基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙2.）によるほか、この特則に定めるとおりとする。

2. 適用対象となる担保の種類

別表に定めるとおりとする。

3. 適用対象となる担保の種類ごとの適格基準

2. に定める担保の種類ごとの信用度および市場性に関する適格基準は、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表に掲げる基準を満たす場合を除き、別表に定めるとおりとする。ただし、適格とすることに特段の問題が認められる場合には、異なる取扱いをすることができる。

4. 担保価格

2. に定める担保の担保価格については、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表に掲げる基準を満たす場合を除き、「適格担保取扱基本要領」3.（2）および（3）の定めを準用する。

5. 企業が振出す手形、自己査定型電子記録債権および自己査定型証書貸付債権に関する特例的取扱い

(1) 担保差入額の限度

3. の適格基準に基づき金融機関が担保として差入れる企業が振出す手形、自己査定型電子記録債権（企業を債務者とする電子記録債権のうち別表右欄（1）、（2）イ、および（3）により適格とされたものおよび地方公共団体出資法人（地方公共団体が全額出資している法人をいう。以下同じ。）を債務者とする電子記録債権をいう。以下同じ。）および自己査定型証書貸付債権（企業に対する証書貸付債権のうち別表右欄（1）イ、および（2）により適格とされたものおよび地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権をいう。以下同じ。）の担保価額の合計額は、当該金融機関が差入れている担保価額の総額に、別に定める割合を乗じた金額を超えることはできない。

(2) 信用力の判断

3. の適格基準に基づく企業が振出す手形、自己査定型電子記録債権および自己査定型証書貸付債権の債務者の信用力の判断については、「適格担保取扱基本要領」4.（3）の規定を適用しない。

(附則)

本措置は、総裁が別に定める日から実施する。

適用対象となる担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
社債	<p>適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得している公募普通社債（発行企業またはその元利金の全額につき連帯保証している企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）が B B B 格相当以上の格付を取得しているものを含む。）のうち、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p>
企業が振出す手形	<p>（1）および（2）を満たしていること。</p> <p>（1）支払人が、担保差入金融機関等の直近の自己査定において業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先とされていること。</p> <p>（2）振出日から満期日までの期間が 1 年以内のものであること。</p>
企業を債務者とする電子記録債権	<p>（1）から（3）までをいずれも満たしていること。</p> <p>（1）適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</p> <p>（2）イ、またはロ、を満たしていること。</p> <p>イ、債務者が、担保差入金融機関等の直近の自己査定において業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先とされていること。</p> <p>ロ、債務者が適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得しているもの（債</p>

	<p>務者が発行する社債（保証付社債を除く。）がB B B格相当以上の格付を取得しているものを含む。）のうち、債務者たる企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p> <p>（3）残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</p>
<p>企業に対する証書貸付債権</p>	<p>（1）および（2）を満たしていること。</p> <p>（1）イ、またはロ、を満たしていること。</p> <p>イ、債務者が、担保差入金融機関等の直近の自己査定において業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先とされていること。</p> <p>ロ、債務者が適格格付機関からB B B格相当以上の格付を取得しているもの（債務者が発行する社債（保証付社債を除く。）がB B B格相当以上の格付を取得しているものを含む。）のうち、債務者たる企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p> <p>（2）残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</p>
<p>地方債</p>	<p>総て適格とする。</p>
<p>地方公共団体を債務者とする電子記録債権</p>	<p>（1）および（2）を満たしていること。</p> <p>（1）適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</p>

	<p>(2) 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</p>
地方公共団体に対する証書貸付債権	<p>残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</p>
地方公共団体出資法人を債務者とする電子記録債権	<p>(1) から (3) までをいずれも満たしていること。</p> <p>(1) 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</p> <p>(2) 債務者が、担保差入金融機関等の直近の自己査定において業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先とされていること。</p> <p>(3) 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</p>
地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権	<p>(1) および (2) を満たしていること。</p> <p>(1) 債務者が、担保差入金融機関等の直近の自己査定において業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先とされていること。</p> <p>(2) 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</p>

「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」 中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

~~3. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」~~（平成23年4月28日付政委第36号別紙3.）および「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」~~（平成28年4月28日付政委第44号別紙3.）~~「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（令和元年6月20日付政委第36号別紙1.）は、米ドル建の企業に対する証書貸付債権については、適用しない。

（附則）

この一部改正は、「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（令和元年6月20日付政委第36号別紙1.）の実施日から実施する。

「貸出支援基金運営基本要領」中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 貸出支援基金の運営方法

(1) 略（不変）

(2) 成長基盤強化支援資金供給は、成長基盤強化に資する投融資を支援の対象とし、また、このうち、次の外貨建て投融資を支援の対象とする特則を設ける。~~ハ、を支援対象とした特則による貸付けは、米ドル建てで行う。~~

~~イ、出資等（資本性を有する投融資をいう。）または動産・債権担保融資等（不動産担保および人的保証に依存しない融資のうち、本行が適当と認めるものをいう。）~~

~~ロ、小口投融資（100万円以上1,000万円未満の融資または投資をいう。）~~

~~ハ、外貨建て投融資~~

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付残高の上限

(1) 成長基盤強化支援資金供給の貸付残高の上限は次のとおりとする。

~~イ、2. (2) の特則によらないもの 10兆円~~ 上限は設けない

~~ロ、2. (2) イ、の特則によるもの 0.5兆円~~

~~ハ、2. (2) ロ、の特則によるもの 0.5兆円~~

~~ニ、ロ、2. (2) ハ、の特則によるもの 240億米ドル~~

(2) 略 (不変)

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~36~~令和7年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日

平成~~3-2~~令和3年6月30日までの別に定める日とする。

- 9. を次のとおり改める（全面改正）。

9. 貸付限度額

別に定める1年以内の期間における貸付先毎の貸付限度額は、次の（1）または（2）のうち、各貸付先が選択した金額相当額とする。

- （1）平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間のうち、各貸付先が本基本要領ならびに廃止前の「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日付政委第48号別紙。）および「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成24年3月13日付政委第18号別紙1.）に基づく新規貸付けを受けた合計額が最も大きかった1年間（4月1日から翌年3月31日までをいう。（2）において同じ。）における、当該合計額相当額
- （2）各貸付先から提示を受けた11. に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、別に定める1年間に貸付先が行う次のイ、からハ、までに掲げるものについての新規実行額相当額

イ、期間1年以上の融資または投資（ロ、およびハ、に掲げるものを除く。）

ロ、出資等（資本性を有する投融資をいう。）

ハ、動産・債権担保融資等（不動産担保および人的保証に依存しない融資のうち本行が適当と認めるものをいう。）

○ 10. を横線のとおり改める。

10. 期日前返済

~~（1）貸付先が希望する場合には、貸付実行日から1年単位で別に定める日において、当該貸付先から貸付金額の一部または全部の期日前返済を受ける。~~

~~（2）別に定める時点において、次のイ、がロ、を下回る場合には、別に定めるところにより、貸付先に当該下回る金額相当額を期日前返済させる。~~

~~イ、当初貸付実行時の貸付限度額算出の根拠となった融資または投資の残高のうち1年以上の残存期間を有するものの金額~~

~~ロ、当該貸付けの残高~~

○ 11. を削り、12. を11. とし、13. を12. とする。

○ 附則を横線のとおり改める。

（附則）

この基本要領は、本日から実施し、平成36令和7年6月30日をもって廃止する。

○ 別紙1の1. を横線のとおり改める。

1. 期間1年以上の融資または投資本基本要領9. (2)イ、からハ、までに掲げるものを行う取り組み方針であるもののうち、資金使途が次の①から⑱までに該当するか、または、その融資先または投資資金を用いて事業を行う者が次の⑲に該当するなど、成長基盤強化に資するものであること。

① }
∫ } 略 (不変)
⑲ }

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」 中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 借り換え

貸付先が希望する場合には、~~8. に定める貸付限度額の範囲内で満期日における全部または一部の借り換えを認める。~~ただし、当初貸付期間およびすべての借り換えにかかる貸付期間を通算して4年を超えないものとする。

- 8. を横線のとおり改める。

8. 貸付限度額等

(1) 貸付先毎の貸付額の上限は、~~基本要領9. (1) に定める貸付先毎の貸付額の上限とは別に、20億米ドルとする。~~

(2) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、~~基本要領9. (2) の規定にかかわらず、借り換えにかかる貸付以外の貸付については、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額を貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額とする。ただし、~~貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と借り換えの対象となる貸付の金額とを比較して、いずれか小さい方の金額相当額とする。~~~~

イ. 当該貸付先が、~~4-1-10.~~ 10. に定めるわが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成24年4月1日以降に実施した期間1年以上の外貨建て投融資の残高

~~ロ. イ. の残高のうち、次の各号に掲げるものの残高~~

~~(イ) 基本要領9.(2)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの~~

~~(ロ)「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」(平成23年6月14日付政委第48号別紙.)3.(2)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの~~

~~(ハ)「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」(平成24年3月13日付政委第18号別紙1.)3.(2)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの~~

~~ハ.ロ. 当該貸付先に対する、本特則に基づく貸付のうち、当該貸付実行日を返済期日としないものの残高~~

~~ハ. 当該貸付実行日に借り換えの対象となる貸付にかかる借り換え希望額~~

○ 9. を削る。

○ 10. を横線のとおり改める。

~~10. 9. 貸付受付期限~~

~~8. (2)に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成32令和3年3月31日以前に限る。~~

○ 11. を横線のとおり改める。

~~11. 10. わが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針~~

~~わが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針は、基本要領12. 11. の規定にかかわらず、貸付対象先が策定した外貨建て投融資の取~~

り組み方針であって、別紙に定める要件を満たすものと本行が認めるものとする。

○ 12. を11. とする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~3-6~~令和7年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、「「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定等に関する件」（令和元年6月20日付政委第36号）別紙4. の一部改正の実施日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給
基本要領」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日

~~平成32~~令和3年6月30日までの別に定める日とする。

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付限度額

貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、次の（1）から（2）を
控除した金額の2倍の金額相当額とする。なお、「適格住宅ローン債
権信託受益権担保取扱要領」（平成28年3月15日付政委第24号
別紙1.）に基づき本行に担保として差入れられた適格住宅ローン債
権信託受益権の信託財産となっている住宅ローン債権は、その担保の
差入れを行った貸付先による貸出として取扱うものとする。

(1) }
(2) } 略（不変）

- 附則を横線のとおり改める。

（附則）

この基本要領は、本日から実施し、~~平成36~~令和7年6月30日をもっ
て廃止する。

(附則)

この一部改正は、「「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定等に関する件」(令和元年6月20日付政委第36号)別紙3.の一部改正の実施日から実施する。

「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」
中一部改正

○ 1. を次のとおり改める（全面改正）。

1. 本行による貸付けは、本制度を利用する会員金融機関の各々の系統中央機関に対して行う。

○ 2. を次のとおり改める（全面改正）。

2. 各系統中央機関の貸付限度額および貸付額の上限（以下「貸付限度額等」という。）については、各系統中央機関の自らの利用にかかる貸付限度額等とは別に、本制度を利用する会員金融機関毎に基本要領等の定めにした貸付限度額等を設け、これらの総額とする。

○ 5. を6. とし、4. を5. とし、3. を4. とし、2. の次に次の3. を加える。

3. 成長基盤強化に向けた融資または投資に関する取り組み方針については、会員金融機関は、系統中央機関が策定し本行が適当であると認める運営方針（系統全体としての成長基盤強化に向けた融資または投資に関する取り組み方針ならびに系統中央機関および会員金融機関における本制度の運営にかかる方針をいう。）に即して策定する。

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 系統中央機関は、本制度に基づき本行から受けた貸付けのうち各会員金融機関の融資もしくは投資または貸出利用にかかるものの全額について当該会員金融機関に対して貸付けを行う。この場合、貸付期間、貸付利率等については、本行から受けた貸付けと同等の条件によるものとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、~~平成36~~令和7年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、「「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定等に関する件」（令和元年6月20日付政委第36号）別紙3.の一部改正の実施日から実施する。